

罹災証明書・罹災届出証明書 交付申請書

明石市長 様

① 申請者 申請日: 20 年 月 日

住所	〒 -				
フリガナ			日中の 連絡先	- -	
氏名					

※郵送の場合は、申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)の写しを添付してください(顔写真なしの場合は2点必要)
 ※代理申請の場合(申請者が被災住家の世帯構成員でない場合)は、委任状が必要です。(裏面参照)

② 交付申請する証明書(いずれかに☑をしてください)

☐	罹災証明書(住家の被害のみ判定します)	住家とは、世帯が生活の本拠として日常的に使用している(居住のために使用している)建物を指します。
☐	自己判定方式(写真判定)を希望する	必ず被害箇所や状況が確認できる写真を添付してください
		・被害が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定に合意できる場合は、写真による判定を行います。(現地調査は実施しないため、1週間程度で発行が可能です) ・「準半壊に至らない(一部損壊)」とは、外壁や屋根の亀裂、雨漏り、瓦のズレや破損、床下浸水、床や壁の一部が汚損・ひび割れしたなど、家屋の被害が10%未満の場合を指します。
☐	罹災届出証明書(被害の程度ではなく、被害の状況を市に届け出たという事実を証明するもの)	住家以外(倉庫、門や塀、カーポート、車、家財道具など)が対象。現地調査は実施せず、証明書に被害割合(半壊・一部損壊など)の記載はありません。必ず被害箇所や状況が確認できる写真を添付してください

③ 被災住家の世帯構成員(世帯主以外は、証明書に記載が必要な場合のみご記入ください)

氏名		続柄	年齢	氏名		続柄	年齢
1		世帯主	4				
2			5				
3			6				

④ 被災物件の所在地、被災日時及び原因、被害状況(具体的にご記入ください)

所在地	☐ 申請者の住所と同じ(所在地欄は記入不要) 〒 -				
被災日時及び原因			被害状況	例) 罹災証明書の場合: 屋根の一部が破損し、雨漏りが発生した 例) 罹災届出証明書の場合: 車のフロントガラスが破損した	

⑤使用目的 いずれかに☑をしてください	<input type="checkbox"/> 公的支援制度(被災者生活再建支援制度など)申請のため(住家のみ) <input type="checkbox"/> 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)申請のため <input type="checkbox"/> その他()	⑥必要枚数	枚
------------------------	---	-------	---

※被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。

※以下、職員記入欄

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 医療受給者証	受付日	整理番号	受付者
			月 日		

委任状

明石市長 様

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

20 年 月 日

委任者（証明書が必要な人）

住 所

フリガナ
氏 名

代理人（本人に代わって手続きを行う人）

住 所

フリガナ
氏 名

委任者との関係（ ）

委任内容（をしてください）

- 罹災証明書または罹災届出証明書の交付申請
- 被害家屋認定調査（現地調査）への立ち合い（罹災証明書のみ）
- 罹災証明書または罹災届出証明書の受け取り

※ 委任状は、全て委任者本人（証明書が必要な人）が記入してください。

※ 代理人は、申請時に本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）の提示またはその写しを添付してください。（顔写真なしの場合は2点必要）